

# 外郭団体に対する取組指針

平成 20 年 10 月 30 日市長決裁

## 1 指針策定の趣旨

### (1) 外郭団体の意義

外郭団体<sup>(1)</sup>は、住民の行政に対するニーズに対して、地方公共団体が直接事業を実施するよりも、より柔軟で効率的・効果的に公共サービスを提供できるよう設立され、行政を補完・代替する組織として重要な役割を果たしてきた。

本市においても、地方 3 公社<sup>(2)</sup>である土地開発公社のほか、このような役割を担うものとして第三セクター<sup>(3)</sup>である財団法人及び株式会社を設立している。その他にも必要に応じ、他の地方公共団体などとともに本市が一構成員として、金額や割合は少ないものの出資又は出捐(以下「出資」という。)を行っている団体や、出資を行っていないものの継続して人的・財政的支援を行っている公益法人<sup>(4)</sup>がある。

### (2) 見直しの背景

近年、少子高齢化の急速な進展、情報通信技術の飛躍的発展、人口減少時代の到来など社会構造は大きく変化しており、地方公共団体を取り巻く環境は、国の三位一体の改革の影響、地方分権の進展や住民ニーズの多様化・高度化による行政需要の増大などにより、益々厳しさを増している。

このような状況の中、住民生活に関する公的関与のあり方について、行政が担うべき分野と民間が担うべき分野を見直し、民間活力の活用を図ることが求められてきた。たとえば、従来、地方公共団体の出資団体が多くを担っていた公の施設<sup>(5)</sup>の管理に関して、指定管理者制度<sup>(6)</sup>が創設され民間事業者の参入も可能になったことや、住民の行政に対する関心の高まり、NPO 法人

---

1 : 外郭団体とは、国や地方公共団体が公共の業務を外部の機関に行わせるため設置した組織をいう。一般的には、国や地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資・出捐している団体、人的又は財政的支援を行っている団体をいう。

2 : 地方 3 公社とは、地方公共団体が出資する特別法人で、土地開発公社・地方道路公社・地方住宅供給公社をいう。

3 : 第三セクターとは、国や地方公共団体の公共部門(第一セクター)と民間部門(第二セクター)との共同出資で設立された事業主体をいう。また、平成 15 年 12 月 12 日付け総務省自治財政局長通知にある「第三セクターに関する指針」では、「地方公共団体が出資又は出捐を行っている民法法人及び商法法人」をいう。

4 : 公益法人とは、公益を目的として民法第 34 条に則って設立された財団法人・社団法人をいう。また、民法以外の特別法により設立される社団法人を含めることもある。

5 : 公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項で「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設」と定義され、概ね 当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設、住民の福祉を増進する目的をもって設ける施設、当該普通地方公共団体が設ける施設、の性格をもつ施設

6 : 指定管理者制度とは、平成 15 年 6 月の地方自治の一部改正により、それまでの地方公共団体の出資法人や公共的団体等に限らず、民間事業者も地方公共団体の指定を受けて公の施設の管理を行うことができる制度

などの市民団体の成長により公共サービスの担い手として積極的な参加が見られるようになってきた。

一方、地方経済が長期低迷する中、第三セクター等の経営状況は非常に厳しくなっており、全国的に経営の破綻が相次いでいる。そこで、国は、地方公共団体が設置した第三セクター等の経営に対して、その健全化を図るために情報の開示や人件費の抑制、経営状況の点検、監査の充実などの度重なる要請を行っている。

地方公共団体においては、厳しい財政状況にあることから、より効率的・効果的な行政運営を図るため、これらの団体に対する人的・財政的な関与の見直しとともに、指定管理者の選定についても出資団体の随意指定から民間事業者との競争を行う公募制への移行が求められている。

また、第三セクターの形態のひとつである財団法人や社団法人について、その公益性の明確化を図るなどの観点から、現在、公益法人制度改革が進められており、平成20年12月1日の関係法令の施行日から5年以内に、財団法人にあっては一般財団法人又は公益財団法人に、社団法人にあっては一般社団法人又は公益社団法人にそれぞれ移行することとなっている。

さらに、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体全体の財政運営の状況をよりの確に判断する資料として、地方公社や第三セクターに対する負担額を含めた財政指標<sup>(7)</sup>の公表が求められている。

### (3) 行政改革の取組

現在、本市は外郭団体に関して、平成17年度から22年度までを期間とする第4次越谷市行政改革大綱<sup>(8)</sup>（以下「第4次行政改革大綱」という。）の主要推進事項のひとつとして「第三セクター等の見直し」を位置づけている。この第4次行政改革大綱の各推進事項の実現を図るための具体的取組として、平成17年3月に示された国の「地方公共団体における行政改革の推進のた

---

7： **財政指標**とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における 実質赤字比率、 連結実質赤字比率、 実質公債費比率、 将来負担比率であり、このうち将来負担比率において公社や出資法人が算定の対象となっている。

8： **第4次越谷市行政改革大綱**とは、第3次越谷市総合振興計画に基づく施策の着実な実現を支え、社会経済情勢の変化に対応した効率的で効果的かつ公正で透明な市政を推進するため、本市における当面の行政改革の基本的な取組方針を示したもので、平成17年度から平成22年度までを期間とする。

< 第4次越谷市行政改革大綱 抜粋 >

第2 主要推進事項

1 事務事業の見直し

第三セクター等の見直し

市が出資している財団や公社を含めた第三セクター等は、時代の要請に対応するための行政施策と密接に連携しながら、市が直接事業を実施するよりも効率的で効果的な公共サービスを提供する役割を担ってきた。しかし、社会経済情勢等が大きく変化する中で、例えば従来、市の出資団体が多くを担っていた公の施設の管理に関して、指定管理者制度が創設され、民間事業者の参入も可能になったことなどを含めて、市とともにその取り巻く環境は厳しいものとなっている。そこで、そうした時代の変化に対応し、各第三セクター等の目的や役割を踏まえつつ、その自主性を発揮する観点からの経営改革の促進に取り組む。

めの新たな指針」における集中改革プラン<sup>(9)</sup>である第4次行政改革大綱実施計画を策定し、この中に「出資団体等への職員派遣解消」を掲げ取り組んでいる。この取組により、本市からの派遣職員の引き揚げを順次行ってきたところである。

しかしながら、前述のように昨今の外郭団体を取り巻く環境は変化しており、そうした変化に適切に対応し、第三セクター等の外郭団体の経営改革を推進するとともに、地方公共団体としての関与について適正化を図ることが外郭団体及び地方公共団体の喫緊の課題となっている。

#### (4) 指針の目的

外郭団体は、独立した法人格を持つ団体であり、その経営改革は自主・自立した団体として自ら進んで取り組み、健全経営の推進を図っていくことが原則であることは勿論である。しかし、地方公共団体が出資や支援を行っていること、また、外郭団体が行政の補完的な機能を果たしていることから、地方公共団体としても一定の役割を果たしていくことが求められる。

そこで、本市においては、第4次行政改革大綱の主要推進事項「第三セクター等の見直し」の新たな取組として、第三セクター等の外郭団体の目的や役割を踏まえその自主性を尊重しつつ、今後も健全経営を継続できる効率的・効果的な経営体制に資するよう、外郭団体のあり方や市の関与のあり方を検討するため本指針を策定するものである。

## 2 対象団体

外郭団体に対する地方公共団体の長等の関与については、次のとおり地方自治法において出資の割合に応じて規定されている。

出資の割合が50%以上の団体

- ・ 予算の執行に関する長の調査権（第221条第3項）
- ・ 長の議会に対する経営状況を説明する書類の提出義務（第243条の3第2項）

出資の割合が25%以上の団体

- ・ 監査委員の監査（第199条第7項）
- ・ 包括外部監査<sup>(10)</sup> 契約に基づく外部監査人の監査（第252条の37第4項）
- ・ 個別外部監査<sup>(11)</sup> 契約に基づく外部監査人の監査（第252条の42第1項）

---

9： **集中改革プラン**とは、総務省が全地方公共団体に対して作成を求めたもので、行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、平成17年度を起点としおおむね平成21年度までの具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画

10： **包括外部監査**とは、平成9年6月の地方自治法の一部改正により導入された制度で、地方公共団体と契約を結んだ外部監査人が、自ら特定のテーマを決めて監査を行うもので、都道府県、指定都市及び中核市並びにそれ以外の条例で定めた市町村が毎年度監査を受ける。

11： **個別外部監査**とは、平成9年6月の地方自治法の一部改正により導入された制度で、住民、議会又は長からの監査の請求又は要求があったときに、条例で定めている地方公共団体と個別に契約を結んだ外部監査人が監査を行うもの。

しかしながら、出資の割合が上記未満であっても、本市の政策・施策上の必要性から継続的に人的又は財政的支援を受け、かつ、行政の補完的機能を果たすなど市と密接な関係のある団体については、市としての一定の関与が必要であることから、この指針の対象とする外郭団体を以下の基準を満たす団体とする。

**本市の出資の割合が50%以上の団体**

**本市の出資の割合が25%以上50%未満の団体**

**本市の出資の割合が25%未満（出資なしを含む。）の団体のうち、本市の政策・施策上、市と密接な関係のある団体**

なお、この基準を満たす本市の外郭団体は、別紙のとおりである。

### 3 取組期間

本指針は、第4次行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の取組項目に位置づけられるものであることから、取組期間は第4次行政改革の期間に合わせ、平成20年度から平成22年度までとする。

なお、平成23年度以降については、次期行政改革大綱等の策定に合わせて、必要な見直しを行うなどにより引き続き取り組むものとする。

### 4 取組の基本的な考え方

外郭団体は、政策・施策の実現のため行政の補完的役割を担うことを目的として本市の資金・資産を投じて設立し、または、本市が継続的に人的又は財政的支援を行っているものであり、このことについて本市は責任を有する。したがって、本市はその出資の割合や人的又は財政的支援の程度に応じ、また、外郭団体の法人形態、機能、役割に応じて、各外郭団体の自主性や独立性を損なわない範囲で関与、指導・調整等のあり方について検証し、見直しを図るものとする。

見直しに当たっては、外郭団体の設立の趣旨、運営等の基本に立ち返り、以下の視点から検討を行い、外郭団体の現状分析、課題の抽出、課題への適切な対応などにより、今後における外郭団体の自主性を発揮した健全経営の推進に資するものとする。

#### 公共性・継続性の視点

外郭団体の実施している事業は行政課題達成のためのもので、市民ニーズが前提であることから、市民ニーズの有無・課題（設立目的）達成状況、市の関与の必要性・妥当性、民間事業者等との競合状況・役割分担等の見地から、事業の公共性・継続性について検討する。

#### 効率性・優位性の視点

外郭団体といえどもサービス提供の主体としての企業経営が当然に求められるもので、市が直

接実施するよりもニーズに対する迅速かつ柔軟な対応がなされなければならない。このことから、サービスの提供内容、手法、市民への利便等の見地から、事業の効率性とともに関該団体が市に代わって事業を実施することの優位性について検討する。

### **自立性・健全性の視点**

外郭団体は本市からの出資や支援を受けて運営されているが、独立した法人であり運営に関しての自己責任の原則や団体としての独自性を発揮すべきである。このことから、市の関与・支援内容、独自事業の展開、財務状況等の見地から、その経営の自立性・健全性について検討する。

## **5 取組の方向性**

前項の基本的な考え方を踏まえ、外郭団体に対し、団体自らが積極的に経営改革に取り組むために必要な事項、団体の円滑な運営及びその効率化を促進するために本市が行う指導、助言及び調整に関する必要事項等について整理し、以下の判断基準に基づいて改革に向けた取組の方向性を決定するものとする。ただし、外郭団体は独立した法人であり、また、出資の割合により出資者が行える範囲は異なることから、下記の ・ の対象とする団体は、出資の割合が50%以上の団体とする。

### **廃止を検討**

事業に対して市民ニーズがない、設立目的が達成されている、民間事業者等に委ねた方がよい、又は経営改善が見込めないと判断される場合などは、当該団体の廃止を検討する。

### **他団体との統合を検討**

事業が他団体と類似していたり、単独での実施に比較して統合による効率化が期待できる場合などは、当該団体と関連他団体の統合を検討する。

### **経営改善を検討**

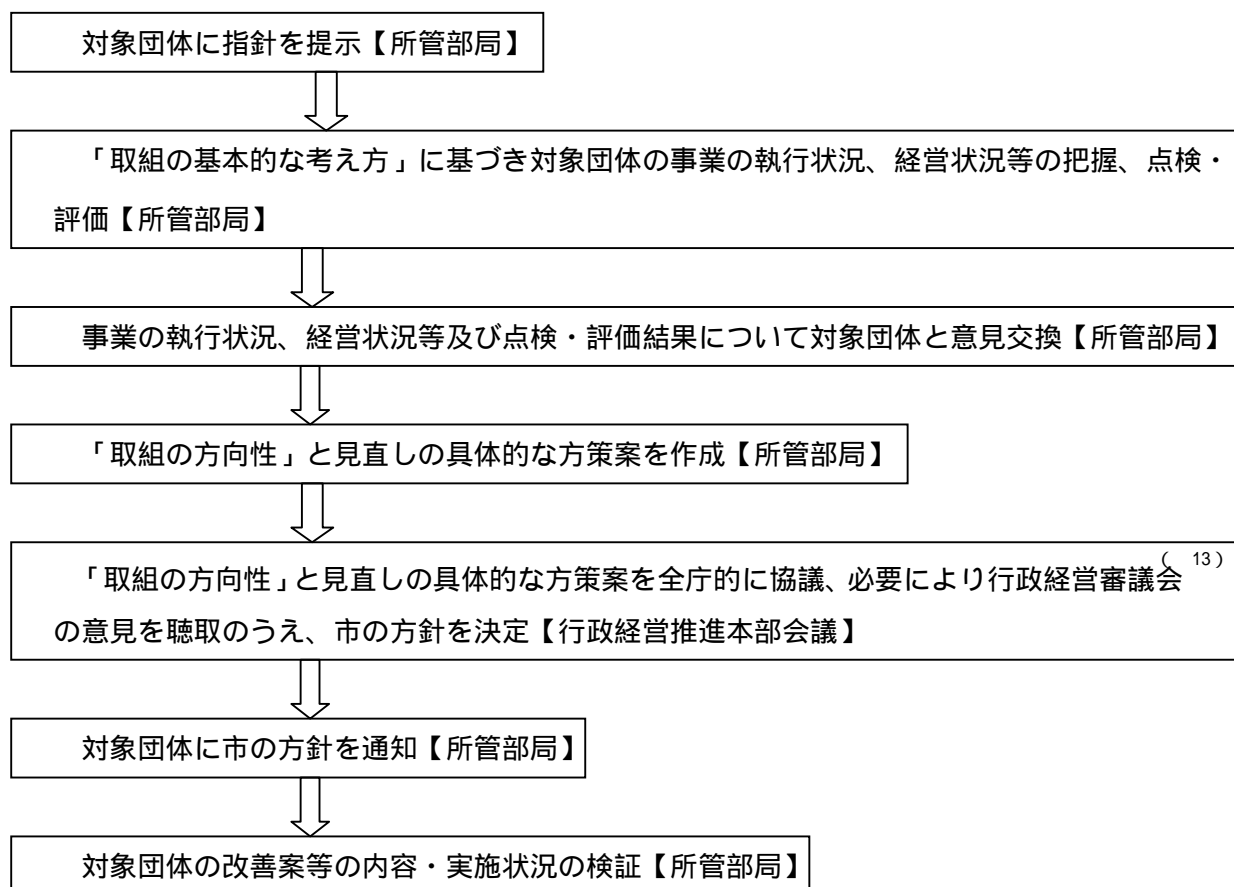
一層の経営の効率化が必要と認められる場合などは、事業の効率化、事業収支の改善、財政の健全化、組織の簡素化、人事・給与制度の適正化、情報公開の推進等の経営改善を検討する。

### **市の関与のあり方を検討**

団体の存在意義や事業の必要性は認めるが、市の関与に必要性・妥当性を欠くと認められる場合などは、出資の引き揚げ、人的・財政的支援の見直し、委託事業の見直し等を検討する。

## **6 取組の実施手順及び推進体制**

外郭団体の健全経営を推進していくため、外郭団体に対する取組は以下の手順で実施するものとする。なお、所管部局は各団体と連携しながら積極的に取り組むものとし、市の方針の決定等の一般的な事項については行政経営推進本部会議<sup>(12)</sup>の所管事項とする。



上記の ~ の手順をP D C Aサイクル<sup>(14)</sup>として行うものであり、本指針の対象期間内に実施することとする。なお、指定管理者の契約期間満了に伴う更新（公募制化を含む。）や公益法人制度改革に関わる団体については、その実施時期を踏まえて行うものとする。

## 7 その他

別紙：本指針の対象となる外郭団体一覧

12： **行政経営推進本部会議**とは、本市において一体的な行政経営の視点による迅速で的確な取組を総合展開し、社会経済情勢の変化に対応した効率的で効果的な市政を推進することを目的に、市長を本部長、副市長・収入役・教育長を副本部長に、行政委員会を含む各部長で構成され、行政改革及び行政評価制度の推進、その他行政経営の推進に係る重要事項に関することを所管する組織

13： **行政経営審議会**とは、本市において社会経済情勢の変化に対応した効率的で効果的な市政を推進することを目的とする市長の附属機関で、市政について識見を有する者のうちから市長が委嘱する15人以内で組織され、市長の諮問に応じて本市の行政改革の推進その他の市政に関する重要事項を調査審議する組織

14： **P D C Aサイクル**とは、計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のマネジメントサイクル

## 本指針の対象となる外郭団体一覧

区 分	団 体 名
①本市の出資の割合が50%以上の団体	越谷市土地開発公社
	(財)越谷コミュニティセンター
	(財)越谷市施設管理公社
	(株)埼玉県東部流通センター
②本市の出資の割合が25%以上50%未満の団体	越谷コミュニティプラザ(株)
③本市の出資の割合が25%未満(出資なしを含む。)の団体のうち、本市の政策・施策上、市と密接な関係のある団体	(株)パルテきたこし
	(社)越谷市シルバー人材センター
	(社福)越谷市社会福祉協議会

(注1)「出資」には「出捐」を含む。

(注2)(財)は財団法人、(株)は株式会社、(社)は社団法人、(社福)は社会福祉法人の略